

議案第49号

宇治市文化会館条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市文化会館条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和3年6月10日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市文化会館条例の一部を改正する条例

宇治市文化会館条例（昭和59年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「基づき、文化会館」を「より文化会館」に、「に定める」を「に定める額の」に、「附属設備使用料」を「附属設備使用料（以下「使用料」と総称する。）」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
 - 3 利用料金の額は、第6条第1項に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
 - 4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。
- 別表中「関係」を「、第15条関係」に、「使用料」を「金額」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

利用料金制度の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。